## 熊本市介護保険サポーター・ポイント制度 Q&A

**Q 対象者は市内在住の65歳以上でなければなりませんか？**

**A** この制度は介護予防事業として実施しますので、市内在住の65歳以上（介護保険第1号被保険者）の方を対象としています。

**Q どこでサポーター登録できますか？**

**A** 熊本市介護保険課又は各区役所福祉課へ申請書を提出してください。申請書は、熊本市介護保険課又は各区役所福祉課に設置してあります。市ホームページからダウンロードすることもできます。

**Q ポイントは翌活動期間に繰り越しできますか？**

**A** できません。ポイントは、1活動期間中のみ有効となります。

**Q スタンプは、誰から押印してもらうのですか？**

**A** 受入機関の方が押印しますので、サポーター活動を行う際はポイント手帳を必ず持参し、その都度押印してもらってください。

**Q ポイントを誰かに譲ることはできますか？**

**A** ポイントの譲渡はできません。ポイント手帳は必ず登録者ご本人で管理をお願いします。

**Q ポイント手帳がいっぱいになったらどうするのですか？**

**A** 転換交付金の請求をすることができます。ポイント手帳の請求書のページに必要事項を記入し、熊本市介護保険課、又は各区役所福祉課へご提出ください。転換交付金の上限は50ポイント（5,000円）で、10ポイントから申請できます。

**Q 10ポイントたまったので転換交付金の申請をしました。その後再度活動したいのですが、手帳を再交付してもらえますか?**

**A** 手帳の再交付は行いません。転換交付金の申請は申請受付期間につき1回限りとしています。活動期間が満了してから転換交付金を申請されることをお勧めします。但し活動自体を妨げるものではありませんので、ご自身で施設等の担当の方と話し合ってください（この場合活動されてもポイントは付与されません。）なお手帳を紛失した場合は再交付いたしますが、スタンプの押印はできません。

**Q 熊本市外に転居した場合も対象になりますか？**

**A** 熊本市外に転居した場合、対象となりません。ただし、転居前に貯めたポイントについては、交付金の申請をすることができます。

**Q 活動中に事故等が発生した場合は、どうしたらよいですか？**

**A** 活動中（行き帰りの道中も含む）に事故が起きてしまったら、すぐに熊本市介護保険課にご連絡ください。ケガなどの状況を伺い、保険会社へ連絡いたします。
※保険は熊本市介護保険課で加入します。

### 温泉協賛施設の入湯割引特典があります！

**熊本市介護保険サポーター・ポイント制度登録者の方には、温泉協賛施設の入湯割引特典があります。熊本市のホームページをご覧ください。**

### 問い合わせ先

**熊本市介護保険課**（熊本市介護保険サポーター・ポイント制度に関すること） TEL:096-328-2347
**熊本市高齢福祉課**（熊本市介護予防サポーターに関すること） TEL:096-328-2963

# 熊本市介護保険
# サポーター・ポイント制度



熊 本 市

# 熊本市介護保険サポーター・ポイント制度とは…

## 目　　的

ボランティア活動を通じて地域づくりに参加することで、自らの健康増進や生きがいづくりを図ることを目的としています。

## 制度概要

サポーター受入機関として熊本市に登録されている活動場所（下段「どこで活動できるの？」の❶～❺）で対象となるボランティア活動を行うと、各施設等の責任者から、活動時間に応じて手帳にスタンプを押印してもらえます。集めたスタンプは熊本市において１スタンプ（1評価ポイント）あたり１００円に転換し、転換交付金として交付します。

・1時間の活動＝１スタンプ＝１評価ポイント＝１００円
　※１日の上限は２スタンプ（注）

（注）介護予防サポーター養成講座を修了されている方（介護予防サポーターの方）が下段「どこで活動できるの？」の❻～⓫で運営・支援を1時間以上された場合は別途1スタンプが付与（複数の場所で活動されても**1日の上限は1スタンプ**）されます。

・転換交付金の申請は１０スタンプ（１０評価ポイント）以上から可能。
　※年間の上限は５０スタンプ（５０評価ポイント）×１００円＝５，０００円

## 対象者（サポーター）

65歳以上の熊本市における介護保険第1号被保険者のうち介護保険課で事前に登録をされた方
※要介護（要支援）認定を受けている方、または介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防訪問サービス、生活援助型訪問サービス、介護予防通所サービス、運動型通所サービス）を利用されている方を除きます。

## どこで活動できるの？

❶～❺で活動できます。介護予防サポーター養成講座を修了されている方（介護予防サポーターの方）は、更に❻～⓫の運営・支援を行った場合もポイント付与の対象になります。

❶ 特別養護老人ホーム
❷ 介護老人保健施設
❸ グループホーム
❹ デイサービス
❺ その他併用施設　等

**［介護予防サポーターの方］**

❻ ふれあい・いきいきサロン
❼ くまもと元気クラブ
❽ 認知症カフェ
❾ 総合事業地域支え合い型通所サービス
❿ 認知症徘徊模擬訓練
⓫ 地域の介護予防に資する活動

## 対象のボランティア活動は？

左記❶～❺の活動場所での以下の活動

- レクリエーションなどの指導・参加の支援
- 施設内清掃
- 洗濯物の整理、シーツ交換
- お茶出しや食事介助
- 話し相手
- その他受入機関で行う補助的活動

**［介護予防サポーターの方］**

左記❻～⓫の活動場所での運営・支援
但し❾の運営者はポイント対象外です。

# サポーター登録からポイントの換金まで

**1　登録する**

介護保険サポーター・ポイント制度登録申請書を、熊本市介護保険課又は各区役所福祉課へ提出します。ポイント手帳は、後日介護保険課より送付します。

**2　活動する**

登録された受入機関で活動する（活動期間は毎年1月～12月の1年ごとに更新）。
※活動についてご不明な点がありましたら熊本市介護保険課へご相談ください。

**3　手帳にスタンプをもらう**

一日の活動が終了したら、その都度活動した受入機関にポイント手帳を提示し、スタンプをもらいます。※1スタンプが1評価ポイントとなります。

**4　ポイントの申請を行う**

サポーターは、活動期間（1月～12月）の翌年12月までに、貯まったポイントの換金を熊本市介護保険課又は各区役所福祉課へ申請します。

**5　ポイント換金と交付金の払い出し**

ポイントに応じて交付金を交付します（口座振込）。
※但し、介護保険料の滞納がある場合は交付対象外となります。
- 交付金の申請は10ポイント以上からです。
- 1ポイント100円に換金することができ、上限50ポイント（5,000円）です。
- ポイントの有効期限は活動の翌年12月まで（期限内に交付金の申請が必要）です。

# 活動できる場所は　約300施設！

**★介護予防サポーター養成講座を修了している方は更に活動の場所が広がります!**

※介護予防サポーター養成講座は熊本市高齢福祉課が毎年開講しています。
開講時期は市政だよりや市ホームページ等でお知らせします。

**●介護保険サポーター・ポイント制度**　熊本市ホームページはこちら➡